

## 佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設建設適地検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐賀県西部広域環境組合(以下「組合」という。)が整備する一般廃棄物処理施設建設に係る用地の選定を行うため、佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設建設適地検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、組合が整備する廃棄物処理施設及び最終処分場等の建設適地を検討し、その結果について管理者に提言する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 伊万里市民代表(伊万里市から推薦された者)
- (3) 行政代表(構成副市町長)
- (4) その他管理者が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでの間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは、管理者が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

### (意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、佐賀県西部広域環境組合事務局が行う。

### (公開)

第9条 委員会の会議は非公開とし、議事録を開示する。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営のための必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。